

- (3) 公園事業を執行するために立ち入る場合
- (4) 第29条第1項の規定により締結された風景地保護協定に基づいて同項第1号の風景地保護協定区域内で行う行為であって、同項第2号又は第3号に掲げる事項に従って行うものを行うために立ち入る場合
- (5) 通常の管理行為、軽易な行為その他の行為であって、規則で定めるものを行うために立ち入る場合
- (6) 前各号に掲げるもののほか、知事がやむを得ない事由があると認めて許可した場合

(立入りの認定)

第16条 県立自然公園の利用者は、利用調整地区の区域内へ前条第3項に規定する期間内に立ち入ろうとするときは、次の各号のいずれにも適合していることについて、知事の認定を受けなければならない。

- (1) 県立自然公園を利用する目的で立ち入るものであること。
 - (2) 風致又は景観の維持とその適正な利用に支障を及ぼすおそれがないものとして、規則で定める基準に適合するものであること。
- 2 前項の認定を受けようとする者は、規則で定めるところにより、知事に認定の申請をしなければならない。
- 3 知事は、第1項の認定の申請に係る立入りが同項各号のいずれにも適合していると認めるときは、同項の認定をするものとする。
- 4 知事は、第1項の認定をしたときは、規則で定めるところにより、立入認定証を交付しなければならない。
- 5 第1項の認定を受けた者は、前項の立入認定証を亡失し、又はその立入認定証が滅失したときは、規則で定めるところにより、知事に申請をして、その立入認定証の再交付を受けることができる。
- 6 第1項の認定を受けた者は、当該利用調整地区の区域内に立ち入るときは、第4項の立入認定証を携帯しなければならない。

(指定認定機関)

第17条 知事は、その指定する者（以下「指定認定機関」という。）に、前条に規定する知事の事務（以下「認定関係事務」という。）の全部又は一部を行わせることができる。

- 2 指定認定機関の指定（以下第21条までにおいて単に「指定」という。）は、認定関係事務を行おうとする者の申請により行う。
- 3 次の各号のいずれかに該当する者は、指定を受けることができない。
- (1) 未成年者、成年被後見人又は被保佐人
 - (2) 破産者で復権を得ないもの
 - (3) 禁錮以上の刑に処せられ、又は自然公園法、自然環境保全法（昭和47年法律第85号）、この条例若しくは熊本県自然環境保全条例（昭和48年熊本県条例第50号）の規定により刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者
 - (4) 第21条第2項又は第3項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して2年を経過しない者
 - (5) 法人であって、その役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの
- 4 知事は、指定をしたときは、指定に係る利用調整地区に関する認定関係事務を行わないものとする。
- 5 知事は、指定をしたときは、その旨を公示しなければならない。
- 6 指定認定機関がその認定関係事務を行う場合における前条の規定の適用については、同条第1項から第5項までの規定中「知事」とあるのは、「指定認定機関」とする。

(指定の基準)

第18条 知事は、前条第2項の申請に係る利用調整地区につき他に指定認定機関の指定を受けた者がなく、かつ、当該申請が次に掲げる基準に適合していると認めるときでなければ、指定をしてはならない。

- (1) 職員、認定関係事務の実施の方法その他の事項についての認定関係事務の実施に関する計画が、認定関係事務の適確な実施のために適切なものであること。
- (2) 前号の認定関係事務の実施に関する計画を適確に実施するに足る経理的及び技術的な基礎を有するものであること。
- (3) 認定関係事務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって認定関係事務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。
- (4) 前3号に定めるもののほか、認定関係事務を公正かつ適確に行うことができるものであること。

(指定認定機関の遵守事項)

第19条 指定認定機関は、その認定関係事務の開始前に、規則で定めるところにより、その認定関係事務の実施に関する規程を定め、知事の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- 2 指定認定機関は、毎事業年度の事業計画書及び収支予算書を作成し、その事業年度の開始前に（指定を受けた日の属する事業年度にあつては、指定を受けた後遅滞なく）知事の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 3 指定認定機関は、毎事業年度の経過後3月以内に、その事業年度の事業報告書及び収支決算書を作成し、知事に提出しなければならない。
- 4 指定認定機関は、知事の許可を受けなければ、その認定関係事務の全部又は一部を休